

第22期 第6回福岡県内水面漁場管理委員会議事概要

1. 日 時 令和7年11月28日（金） 14時00分～14時56分

2. 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3. 出席者

福岡県内水面漁場管理委員会委員 10名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局水産振興課	2名
福岡県水産海洋技術センター内水面研究所	1名
福岡県農林水産部水産局漁業管理課	3名
福岡県内水面漁業協同組合連合会	1名

5. 議題及び議決内容

(1) うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
(説明)

資料1に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり定めることが適当であると答申することが議決された。

(主な質疑や意見)
特になし。

(2) 筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可について（報告）
(説明)

佐賀県の養鰻漁業者の廃業により、筑後川の内共第2号でしらすうなぎを採捕するのは、下筑後川漁協組合員のみとなったことが県水産振興課から報告された。

(主な質疑や意見)
① 委員：（これまで、福岡県と佐賀で腕章の色を毎年交互に変更していたが）腕章の色は今後も毎年変えるのか。
県：毎年変える。

(3) 福岡県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の改正について（協議）

(説明)
資料3に沿って県漁業課管理課から説明があり、協議の結果、原案のとおり承認された。
(主な質疑や意見)
特になし。

(4) 福岡県内水面漁場管理委員会規程の改正について（協議）

（説明）

資料4に沿って県漁業課管理課から説明があり、協議の結果、原案のとおり承認された。

（主な質疑や意見）

① 委員：簡易な事項とは。制限があった方が良いのでは。

県：今回のハネ改正のような内水面委員会における本来の審議に影響せず、かつ急を要するものに限定される。

委員：やむを得ない場合を除き、なるべく委員会に諮るように。

(5) 資源管理の状況等の報告について（区画漁業）（報告）

（説明）

資料5に沿って県水産振興課から報告された。

（主な質疑や意見）

① 委員：漁業権者が逝去された場合の手続きは。

県：漁業権を取り消す。国や関係者と協議しながら進めていく。

(6) その他

特になし。